

第1号様式の2 (第3条関係)

施設等利用給付認定申請書 (法第30条の4第2号・第3号用)

武蔵野市長 殿

年 月 日

次のとおり、施設等利用費に係る給付認定の申請をします。また、次に掲げる事項について同意します。

- 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第30条の3において準用する法第16条の規定により、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認にあたって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあること。
- 申請書等に記載した内容を、施設等利用費に係る給付認定及び施設等利用費の支給に必要な範囲で施設又は事業者に提供すること。
- 法第30条の11第3項の規定により、施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を特定子ども・子育て支援提供者に支給することがあること。
- 新年度の4月から利用開始の場合は、給付認定の事務が集中し、審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、法第30条の5第5項の規定により、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があること。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用費に係る給付認定を取り消すことがあること。
- 給付認定の希望日現在で、法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできないこと。

(申請者)

住 所	武蔵野市 町 丁目 番 号		
	マンション名等		
保護者1	印	携帯電話番号	自宅電話番号
保護者2	印	携帯電話番号	
申請子ども ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日 性別 男・女
利用する施設等 (予定含む。)		利用開始日(予定含む。)	年 月 日

(保育の必要性の事由)

保護者1	<input type="checkbox"/> 不存在 <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()
保護者2	<input type="checkbox"/> 不存在 <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()

(世帯の状況) 申請子ども並びに保護者1及び2も含め、申請子どもと生計を共にしている全員をご記入ください。

	ふりがな 氏 名	申請子ども との続柄	生年月日	年齢	個人番号
					職業、学校・保育施設・幼稚園等
保1			年 月 日		*****
保2			年 月 日		*****
本人			年 月 日		*****
			年 月 日		*****
			年 月 日		*****
			年 月 日		*****
			年 月 日		*****

市記載欄

申請書	就労		就学		看護・介護		疾病・障害		求職		妊娠出産		不存在		税資料		収受印
	保護者1	保護者2	保1	保2	保1	保2	保1	保2	保1	保2	保1	保2	保1	保2	保1	保2	
	↑ 自 取	↑ 自 取	↑	↑	↑	↑											
学年	追記事項						認定	世帯入力	認定入力	確認	確認						
	認定要件なし 課税世帯						新2号 新3号										

◆施設等利用給付認定の申請について

- 3歳児クラス※から5歳児クラスの児童（法第30条の4第2号）については、保育の必要性の事由が確認できる世帯が対象です。保育の必要性の事由が確認できる書類を、申請書に添付してください。
※ 幼稚園・こども園の満3歳児クラスの児童は2号認定ではなく3号認定の対象であるため、非課税世帯のみが無償化（一部無償化）の対象となります。
- 0歳児クラスから2歳児クラス（幼稚園・こども園の満3歳児クラスを含む）までの児童（法第30条の4第3号）については、保育の必要性の事由が確認できることに加えて、個人住民税非課税の世帯が認定の対象となります。申請された世帯については、市区町村民税の情報を子ども育成課で閲覧させていただきますが、市区町村民税の情報が確認できない場合、税証明書類（個人住民税課税（非課税）証明書等）を提出していただきます。また、国外収入がある場合は別途ご案内がありますので、子ども育成課までご連絡ください。
- 上記項目について変更があった場合は、施設等利用給付認定変更申請書兼届出書（市様式）をご提出ください。保育の必要性の事由が変わる場合は、保育の必要性を証明する書類の添付が必要です。
- 保育の必要性の要件・期間は世帯ごとに認定されるため兄弟姉妹が別の保育施設を利用している場合、別の要件・期間で申請することはできません。

◆申請書に添付する書類と注意事項について

- 証明書類は保護者全員分が必要です。下記の書類以外にも状況によって、書類の提出を求める場合があります。
- 兄弟姉妹で申請する場合、施設等利用給付認定申請書はそれぞれ必要です。申請書に添付する書類は世帯で1部で結構です。
- 書類は申請する月において、発行後3か月以内のものが有効です。有効期限があるものについては、有効期限内であることが必要です。
- 書類は原本をご提出ください。提出書類はお返しできませんので、必要な方はあらかじめコピーをお手元に残してください。

保育の必要性の事由	申請書に添付する書類	注意事項
1 不存在（ひとり親）	・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の写し又はひとり親世帯が受けることのできる手当等の受給資格がわかるものの写し（児童扶養手当証書等）	・左記書類のほか、下記2～9のうち該当する事由の書類が必要です。
2 就労（外勤）	・就労（予定）証明書（市様式） ・タイムスケジュール表（市様式）※変則勤務や複数就労の場合のみ ※就労予定の場合のみ、求職活動誓約書（市様式）	<ul style="list-style-type: none"> 就労の最低基準は月48時間以上（実働）です。 無償のボランティアや、対価の支払いがないものは就労とみなすことはできません。 勤務時間に見合った収入が必要です。 〔東京都の最低賃金を基準として、勤務時間を算出します。〕 就労証明書を就労予定で提出した場合、就労開始後に、再度、就労証明書の提出が必要です。
3 就労（自営業） （経営者・役員・配偶者等が経営者・業務委託・フリーランス等）	・就労状況申告書（市様式） ・タイムスケジュール表（市様式） ・【自営を証明する書類】 次のうち、いずれかの写し 登記簿謄本 開業届 営業許可証 ・【収入を証明する書類】 次のうち、いずれかの写し 前年分の確定申告書（第一表及び第二表） 売り上げのわかる書類（様式は問いません）	
4 妊娠・出産	・母子手帳（表紙、出産予定日のわかるページ）の写し	<ul style="list-style-type: none"> 認定期間は出産月を挟む前後おおむね2か月の計約5か月です。（多子出産の場合は出産前おおむね4か月から出産後おおむね2か月の計7か月） 認定期間後も保育を希望する場合は改めて申請が必要です。
5 疾病・障害	<ul style="list-style-type: none"> 次のうち、いずれか一つ 〔医師の診断書 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し〕 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者本人が疾病・障害の場合に適用されます。 診断書には病名・症状・通院頻度・保育を必要とする旨の記載が必要です。
6 看護・介護	<ul style="list-style-type: none"> 次のうち、いずれか一つ 〔看護・介護を要する方の診断書 介護認定されている介護保険証の写し 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し〕 タイムスケジュール表（市様式） 	<ul style="list-style-type: none"> 同居する親族の看護・介護であることが要件です。 介護・看護の最低基準は月48時間以上（実働）です。
7 求職活動	<ul style="list-style-type: none"> 有効期限内のハローワークカードの写し又はハローワーク受付票の写し 求職活動誓約書（市様式） 	<ul style="list-style-type: none"> 認定開始日より、3か月以内に就労を開始していることが必要です。
8 就学	<ul style="list-style-type: none"> 在学証明書 又は 学生証の写し 授業の時間割 タイムスケジュール表（市様式） 研究機関等で研究（無報酬）している方等は以下の書類 大学等が発行した就労証明書等で就労状況等を証明できるもの 国等の公的機関から研究費用を受け取っていることを証明できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 就学は通学のため外出を常態とし、最低基準は月48時間以上（実働）です。
9 災害復旧	・り災証明書等被災額を証明する書類	・地震等の災害にあい、保育にあたれない場合。
その他	・子ども育成課までご相談ください。	・明らかに保育を必要とすると認められる場合。

- 市様式は市のホームページからダウンロードすることができます。
http://www.city.musashino.lg.jp/shinsei/shinsei_hoikuen/index.html

武蔵野市子ども家庭部子ども育成課
（電話番号） 0422-60-1854